

平成 31 年 1 月 30 日

乾式複写機の設置による販売者の募集について（公告）

福井地方裁判所国有財産事務分掌者
福井地方裁判所長 倉 田 慎 也

福井地方裁判所庁舎、福井地方裁判所武生支部庁舎及び福井地方裁判所敦賀支部庁舎（以下「福井地方裁判所庁舎等」という。）の一部において、有償による使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募を希望される方は、下記の要領により企画提案書を提出してください（3 庁舎一括の募集）。

記

1 件名

福井地方裁判所庁舎等における使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

福井地方裁判所庁舎等の一部において事件記録等の謄写の用に供するために、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

- (1) 福井市春山一丁目 1 番 1 号 福井地方裁判所庁舎
1 階民事訟廷事務室
- (2) 福井県越前市日野美二丁目 6 番 福井地方裁判所武生支部庁舎
1 階事務室
- (3) 福井県敦賀市松栄町 6 番 10 号 福井地方裁判所敦賀支部庁舎
1 階事務室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成 31 年 1 月 30 日（水）から 2 月 5 日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

イ 交付場所等

〒910-8524 福井市春山一丁目 1 番 1 号
福井地方裁判所事務局会計課管理係
電話 0776-91-5062（ダイヤルイン）

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する（郵送を希望の場合は、上記電話番号に連

絡し、返信用切手を貼付した封筒を、上記交付場所へ送付する。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成31年2月15日（金）から同月21日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による（郵送又は電送による提出は受け付けない。）。

エ 提出部数 6部（正本1部、副本5部）

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付ける。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成31年2月6日（水）午後4時30分まで

ウ 提出場所 5の(1)のイと同じ

エ 提出方法 5の(2)のウと同じ

- (2) 回答書は、平成31年2月14日（木）午後5時までにファクシミリにより送付する。

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 法人等（個人、法人又は公共団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が5の(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (3) (1)及び(2)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。